



改正労働安全衛生規則等説明会

昇降設備・保護帽、テールゲートリフター特別教育等

令和5年3月28日に改正労働安全衛生規則が公布され、**本年10月1日から**(②は令和6年2月1日から)適用されます。

【主な改正点】

- ① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大
- ② テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化
- ③ 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

この説明会では、改正規則の内容の他、令和6年4月1日から適用となる改正改善基準告示も説明します。

令和5年 6月16日(金) 13:30-16:30

会場：群馬県トラック総合会館（前橋市野中町595）

群馬労働局説明

- 改正改善基準告示の解説
講師：群馬労働局 監督課 担当官
- 改正労働安全衛生規則等の概要について
講師：群馬労働局 健康安全課 担当官

陸災防説明

- 改正労働安全衛生規則等の詳細について
講師：陸災防 安全管理士

- 定員：80名 但し、1事業者1名に限ります。
- 申込方法：下記「参加申込書」にご記入のうえ、ファックスにてお申し込み下さい。受付後、受講番号等を付してファックス返信したものが「受講票」になります。当日、「受講票」をご持参のうえ、受付にご提出願います。
- 申込締切：6月6日(火) 但し、定員に達し次第締め切ります。

お問合せ先：陸災防群馬県支部 TEL 027 - 261 - 0244



(切り取らずにそのままご送信ください。)

参加申込書兼受講票 (送信先 FAX 027 - 261 - 7576)

ふりがな 参加者氏名			
事業場名			
所在地	〒	—	—
連絡先	TEL	—	—
	FAX	—	—
	ご担当者		

※ 事務局記入覧 ※

- 区分
会員・非会員
- 受講番号
- 受付日

※ ご記入いただいた内容により受講証明書を発行いたしますので、楷書の正しい字体でご記入願います。